

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分	税 率
一 資本の金額又は出資金額（保険業法（昭和十四年法律第四十一号）に規定する相互会社にあつては、純資産額として法第五十二条第一項の政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号までにおいて同じ。）が五十億円を超える法人（法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）	年額 二十万円
二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 十万円
三 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 二万円
四 資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 六千円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 二千円

第六十一条に次の二項を加える。

8 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業（農用地開発公団が農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三

号)により行う同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下本項において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下本項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

9 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二の規定によつて管理する土地(以下本項において「保留地予定地」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分の公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として法第七十三条の二第十二項の政令で定める日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

第六十八条の三中「若しくは土地開発公社」を、「土地開発公社若しくは地域振興整備公団」に改める。

第九十四条の二第一項中「千五百円」を「二千円」に改める。

第一百十条第二号イ中

「年額 七千円に最大積載量 「年額 七千円  
が八トンを超える一ト を が八ト  
ンまでごとに四千五百 ンまで  
円を加算した額」 「円を加

円に最大積載量 「年額 八千円に最大積載量  
ンを超える一ト が八トンを超える一ト  
ごとに三千六百 ンまでごとに五千円を  
算した額」 「加算した額

「年額 八千円に最大積載量  
が八トンを超える一ト  
ンまでごとに四千円を  
に改める。

「年額 八千円に最大積載量  
が八トンを超える一ト  
ンまでごとに四千円を  
に改める。

加算した額

附則第二十四項中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に、「政令」を「法附則第六条第一項の政令」に改める。

附則第四十一項を次のように改める。

(自動車税の税率の特例)

41 昭和五十三年度分の自動車税に限り、電気を動力源とする自動車に法附則第十二条の二第一項の自治省令で定めるものに対して課する自動車税の税率は、第一百十条及び第一百一十一条の規定にかかわらず、鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十一年四月鳥取県条例第二十六号)による改正前の鳥取県税条例第一百十条及び第一百一十一条に規定する税率とする。

附則第四十五項、附則第四十七項及び附則第四十八項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九十四条の二第一項の改正規定は、昭和五十三年十月一日から施行する。  
(県民税に関する経過措置)
- 2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第四十条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の規定によつて提出する地方税法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した、又は納付すべきであつた県民税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税について

は、なお従前の例による。

- 5 新条例第六十一条第九項に規定する同項の契約の効力が発生した日として法第七十三条の二第十二項の政令で定める日(以下この項において「契約の効力発生日」という。)が施行日前の日である場合において、当該契約により新条例第六十一条第九項に規定する保留地予定地である土地を取得することとされている者が、地方税法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第九号)附則第四条第二項の自治省令で定めるところにより、施行日以後六月以内に知事に対し新条例第六十一条第九項の規定の適用を受けた旨の申出をしたときは、当該契約の効力発生日が施行日であるものとみなして、同項の規定を適用する。  
(料理飲食等消費税に関する経過措置)

- 6 新条例第九十四条の二第一項の規定は、昭和五十三年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)

- 7 新条例第一百十条の規定は、昭和五十三年度分の自動車税から適用し、昭和五十二年分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 8 改正前の鳥取県税条例附則第四十一項の規定は、昭和五十二年分分の自動車税については、なおその効力を有する。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十二号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「徴収の猶予を受けようとする金額が五万円をこえる」を「法第十五条第一項又は第二項の徴収猶予を受けようとする金額が五十万円を超える」に改める。

第三十七条中「第四条の二」を「第四条の三」に、「うえ」を「上」に改める。

第四十条中「第七十九条第五項」を「第七十九条第六項」に改める。

第五十八号様式中「第七十九條第五項」を「第七十九條第六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】